

委 託 契 約 書

業務名称 令和8年度福島県富岡合同庁舎清掃業務

契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

業務対象 双葉郡富岡町小浜553番地2 富岡合同庁舎敷地内

契約保証金

上記の業務について、福島県 を発注者とし、 を受注者として、次の各条項に定めるところにより契約を締結する。

(業務の履行)

第1条 受注者は、発注者の指定する係員の指揮監督のもとに、別添業務委託仕様書に定められたところにより、委託業務を履行しなければならない。

(履行の確認)

第2条 受注者は、毎日発注者に対し作業実績について所定の様式により報告し、発注者は、当該様式及びその他の方法により、業務内容の是非を確認し評価しなければならない。

2 前項の確認の結果、受注者の業務内容が著しく適正を欠く場合は、発注者は受注者に対し業務内容の適正化について、補正を命ずるものとする。

(契約金額の支払)

第3条 発注者は、契約金額を下記の区分、支払方法により支払うものとする。

2 受注者は、業務内容について前条の確認、評価の結果適正であるとされたときは、請求書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

区 分	支 払 方 法	支払金額 (円)	備 考
日 常 清 掃 業 務	履 行 月 の 翌 月 払		毎 日
定 期 清 掃 業 務	〃		年 2 回
ガ ラ ス 清 掃 業 務	〃		年 1 回
計			

(遅延利息)

第4条 発注者は、正当な理由なく前条第3項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払代金に対し政府契約の支払遅延防止に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規程により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数は切り捨てる）を支払うものとする。

(損害賠償)

第5条 委託契約期間内に、受注者又は受注者の従事者の責に帰すべき事由により、盗難、損傷その他事故が発生した場合は、その損害は受注者が賠償するものとする。ただし、天災地変その他避けることができない非常災害に基づく事由により生じた損害はこの限りでない。

(発注者の解除権)

第6条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者が、履行期限内に業務を完了しないとき、又は履行期限内に完了の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 受注者が第9条の規定に違反したとき。
- 三 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、受注者が、契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 受注者が、解除を申し出たとき。
- 六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 七 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は、常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合の違約金）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を発注者に納付しなければならない。又、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、発注者が前条の規定により契約を解除したときは、受注者は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から発注者が契約解除の通知を発した日（受注者から解除の申出があったときは、発注者がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規程により財務大臣が決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第8条 発注者は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第10条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、第6条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納

付しなければならない。ただし、以下第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、同法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、発注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第11条 受注者は、業務履行中に知り得た発注者又は発注者の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

また、受注者と受注者の従業員又は従業者間の紛争等による影響を発注者に与えてはならない。

（個人情報の保護）

第12条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（名義変更の届出）

第13条 受注者は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他これに類する書類を添えて、その旨を発注者に届けなければならない。

（詰所の貸与）

第14条 発注者は受注者の業務の円滑なる実施のため必要な室を無償で提供するものとする。

（負担区分）

第15条 受注者の業務履行に伴う光熱水費及び受注者と常駐員が連絡する電話料は発注者の負担とする。

2 受注者が業務を遂行するための機材は受注者の負担とする。

（補足）

第16条 本契約に定めのない事項については必要に応じ発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第17条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
福島県
福島県相双地方振興局長

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第 10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めるときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。